

公告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月1日

草津市長 橋 川 渉

1 入札物件

一般競争入札に付する市有財産は、次のとおりとする。

売却物件

所在地 草津市芦浦町字大尽320番5

地 目 宅地

地 積 622.28㎡

2 最低制限価格 27,800,000円

3 入札方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、草津市契約規則、草津市普通財産一般競争入札実施要領、令和2年度草津市市有財産一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

4 申込資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは個人または法人で、申込人が入札参加（落札された場合はその物件の購入者）となる。
- (2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

5 申込みのできない者

- (1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると草津市が認めたときから2年を経過しない者は、入札に参加できない。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - ① 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者
 - ③ 20歳未満（参加申込日現在）の者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開

始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者

- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者
- ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者
- ⑦ 草津市税を滞納している者
- ⑧ 令和2年度草津市市有財産売却一般競争入札要領の内容を承諾せず、順守できない者
- ⑨ 市有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
- ⑩ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- ⑪ 草津市から直接にまたは第三者を経由して不動産を買い受け、または借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者
- ⑫ ⑪に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位に現にある者および違反時にあった者

6 入札要領の閲覧・配布

- (1) 閲覧・配布期間 令和3年3月1日（月）から令和3年3月15日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 閲覧・配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 閲覧・配布場所 草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係もしくは草津市ホームページ

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便等、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。

- (1) 受付期間 令和3年3月1日（月）から令和3年3月15日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 受付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係

TEL 077-561-2305

8 提出書類

- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書
(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。)
- (2) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 誓約書
- (4) 委任状および受任者本人と確認できるもの (運転免許証など) [代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。]
※ (2)については、発行後3か月以内のものに限る。
※ 共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)は共有者全員のものが必要

9 入札日および開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和3年3月22日(月)
- (2) 入札開始時刻 午後2時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎4階 401会議室

10 入札保証金に関する事項

入札者は、入札までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする。(落札者が「5」に該当する者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。)

11 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人(復代理人を含む。)により入札するときは、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 郵便等による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの(納入通知書兼領収書)を係員に掲示して、係員の確認を得るものとする。

12 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額(物件の価格の総額)、入札者(代理人(復代理人を含む。以下、同じ。))により入札する場合にあっては、入札者および代理人)の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印(個人の場合は実

印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと）を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。

- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

1.3 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となったとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (12) 郵便等、ファックス、電子メールにより入札したとき。
- (13) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

1.4 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあつてはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。

1.5 入札の中止等

- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執

行を延期し、もしくは中止することができる。

1 6 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の100分の10以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、「17」の規定により契約を解除されたときは、違約金として没収する。

1 7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に土地売買契約書を草津市総務部総務課に提出（提出する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと。）して草津市と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結の日から30日以内に契約代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (5) 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。
- (6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

1 8 契約の解除

契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

1 9 所有権の移転

- (1) 所有権移転の時期は、契約代金が完納された日とする。
- (2) 売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。

2 0 土地の譲渡等の禁止

契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 1 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。

2 2 公課公租等

代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。

2 3 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特約を付するものとする。
 - ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。
 - ② 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
 - ③ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記（1）①、②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記（1）①、②の定め反する使用をさせてはならない。
 - ④ 上記（1）③の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に上記（1）①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。
 - ⑤ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記（1）①、②の定め反する使用をさせてはならない。
 - ⑥ 上記（1）⑤の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に、上記（1）①、②、⑤の内容を遵守させなければならない。
- (2) 上記（1）について、草津市が必要であると認めるときは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等には協力の義務がある。
- (3) 上記（1）に違反したときは売買代金の3割、上記（2）に違反したときは売買代金の1割を違約金（違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）として草津市に支払うものとする。
- (4) 上記（1）に違反したときは、上記（3）の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とし、買戻しの特約登記をする。

2 4 留意事項

入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とする。
- (2) 物件調書・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。
- (3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

2.5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

TEL：077-561-2305 FAX：077-561-2483

Email：somu@city.kusatsu.lg.jp